

## 第37回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和2年7月7日 午後3時00分～午後4時00分

2、開催場所 佐波伊勢崎農協たまむら支店 2階会議室

3、出席委員（15人）

会長	7番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	清
副会長	8番	筑井	清
	1番	武士	千雅子
	2番	羽鳥	誠
	3番	川端	浩二
	4番	下田	正人
	6番	小島	睦美
	9番	金田	邦夫
	11番	萩原	克弘
	12番	猪野	計二
	13番	新井	正芳
	14番	齋藤	三千男
	15番	勅使川原	亨
	16番	松井	俊裕

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

○「たまむらカレーの日（たまむらカレーを味わう会）」について  
日時：令和2年7月15日（水）正午より 場所：ふるハートホール

○玉ねぎとじゃがいもの納品について

○任期中の3条・4条・5条許可件数について（届出を除く）

3条許可…72件

4条許可（一時転用含む）…7件

5条許可（一時転用・計画変更含む）…111件

○その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭

事務局 栗崎 浩

8、会議の概要

事務局長：本日は第37回目の農業委員会になります。皆様の任期中最後の総会となります。3年間皆様には委員さんとしてお世話になったわけですが、玉村町長より皆様にご挨拶がございますので、よろしく願いいたします。

（町長挨拶その後退席）

改めましてただ今から、第37回玉村町農業委員会を開会いたします。次第に基づきまして進めさせていただきます。はじめに会長より挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

事務局長：ありがとうございました。それでは、以降の進行につきましては会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議長：本日の出席委員は15名ですので、総会は設立しております。

玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、今回は15番 勅使川原 委員、16番 松井 委員を指名します。  
なお、本日の会議書記には、事務局の栗崎係長を指名します。

議 長 : それでは、4番 議事に入ります。  
議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1を事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 【議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請 番号1 受付番号43200029  
について議案書と詳細を朗読、説明】  
使用貸借での一般住宅用地への転用許可申請です。  
申請地は令和2年2月14日付で利用者・利用目的は同じで除外されております。  
農地区分の判断としましては、西側道路に上下水道が入っており、学校及び医療  
機関が500m以内にありますので第3種農地と判断出来ると説明。

議 長 : それでは、番号1 受付番号43200029について審議を行います。この件に関しま  
して、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長  
からお願いします。

農地部会長 : この件に関しまして、周りの農地に影響が無い事から、部会としては許可相当  
と致しました

議 長 : ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号43200029について、  
原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、受付番号43200029は原案のとおり許可相当と決定いたし  
ます。  
続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 【番号2 受付番号43200033について議案書と詳細を説明】  
申請内容は、使用貸借での一般住宅用地への転用許可申請です。  
申請地は昭和56年以前から除外されております。

農地区分の判断としましては、南側道路に上下水道が入っており、学校・保育所・医療機関が500m以内にありますので第3種農地と判断出来ると説明。

議 長 : それでは、番号2 受付番号43200033について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

農地部会長 : この件に関しましても、周りの農地に影響が無い事から部会としましては、許可相当と致しました。

議 長 : ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号43200033について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、受付番号43200033は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 【番号3 受付番号43200034について議案書と詳細を朗読、説明】

申請内容は、売買での所有権移転で、露天資材置き場への転用許可申請です。

申請地は令和元年8月23日付で除外されております。

農地区分の判断としましては、東側道路に上下水道が入っており、幼稚園と医者が500m以内にありますので第3種農地と判断出来ると説明。

議 長 : それでは、番号3 受付番号43200034について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

農地部会長 : この件に関しては、見てもらおうと道路東側から出入りするとの事ですが、そこには用水がありまして、その用水を横断して中に入るようなので用水を妨げないように工事をして頂くのを条件として許可相当と致しました。

議 長 : ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 43200034 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ということで、受付番号 43200034 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第 2 号「玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 2 号「玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」詳細を説明】

こちらは、令和 2 年 1 月申請分の農用地区域からの除外の容認について農業への支障についての意見を求められました。今回は除外が 3 件です。

これらの件につきまして、除外の容認について農業への支障についての意見をお願いいたします。

議長：それでは、この件について審議を行います。

ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

よろしいでしょうか、無ければ、意見なしとして報告いたします。

以上で「議事」については、終了といたします。

続いて、次第 5 「報告事項」に入ります。

報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：【報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理状況について詳細を報告】

相続で 4 件、時効取得で 1 件受理について報告。

【報告事項第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出書の受理状況について詳細を報告】

5 件受理について報告。

【報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について詳細を報告】

1件の合意解約の通知を受理について報告。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

双方の関係は近所というだけですか。この土地は市街化区域ですか。

事務局：ご近所ということです。この土地は市街化区域の土地になります。

議長：時効取得をして、報告第2号で売買したという流れですか。

事務局：その通りです。

議長：資材置き場で登記したんですか。時効取得というのは20年ですか。20年使用していたということですか。

事務局：はい。時効取得は20年です。20年使用していました。

議長：他に何か質問ございますか。無いようですので、次第5の報告については、終了といたします。続いて、次第6 その他に入ります。  
事務局より説明をお願いします。

事務局：【・「たまむらカレーの日」について

・「玉ねぎとじゃがいもの納品」について

・「任期中の3条・4条・5条許可件数（届出は除く）」について

・その他について、詳細を朗読、説明】

議長：事務局から話がありましたが、たまむらカレーの日は7月15日に、ふるハートホールで12時からになりますので、出席をよろしく願いいたします。

事務局長：玉村町農業委員会口座残金について詳細を説明。

議長：今、課長の方から説明がありましたが、そのような運用でよろしいでしょうか。

委員：（運用について質問あり）

事務局長：（運用質問について解答）

事務局長：最後に、本日資料をお配りできていないのですが、農協から皆様にお知らせが行ってるかもしれませんが、経営継続補助金ということで経営を継続するための取り組みに対する経費の助成ということで機械の導入につきましても対象になるという補助金がございます。5月14日以降に発生してます機械導入が対象になってくるようです。全国規模で200億円の予算があるようですけれども、補助率が四分之三で補助の上限は100万円となります。野菜等の移植機等も対象になる事業のようです。農協さんの方に話を持っていくのが、明日だか明後日位までという話も出ているようなんですけれども、機械を今後導入する、あるいは5月14日以降に導入したのがあるということでご希望がありましたら、農協が支援機関になっておりますのでおそらく営農センターになると思いますがお話をして頂ければと思います。有効な補助金になりますので活用していただければと思います。よろしく願いいたします。

議長：今課長から説明があった補助金ですが、これが第一弾になります。機械を導入することによって密接密集を避けるという趣旨になっております。また二か月後位に第二弾としてコロナによる減収に対しての補助金がありますので、営農センターへ行って相談してみてください。

委員：今年の麦の状況について、品質・収量という部分で今年の動向がわかれば教えて欲しい。

議長：カントリーの集荷は今日で終わるんですけども、昨日現在で収量的には前年よりちょっと少ないという話をしておりました。ランクは今回は1等の検査の結果が出ています。Aランクの1等なのかBランクの1等なのかまだ分かりませんが、たぶんBランクの1等だと思うんですよ。去年はBランクの2等でした。あとはJA側とすれば、ベンレート等の消毒を個人でやるようなことを言ってきましたけども当然小麦にしてもそうなんですけれども自分で採る関係については自分なりに消毒体制をやりながら播種した方が色々な病気を防げるという状況があります。こんなような状況でございますので麦については、ランクが1等級上がったという事は概ね良かったなという事になります。そんな状況です。

委員：麦をライスセンターに搬入したら麦の穂首が割れていた。原因は？

議長：思い出しました。6月6日に突風のなものが吹いて落雷がありました。玉村南部には全然影響が無かった。上陽地区から葦塚、伊勢崎の南から境町まで行きました。その突風と雹が降ったので現実問題農産物の被害が3,640万円出ています。

共済関係に入っている人が瓦が飛んだ何が飛んだということで、300件位でおよそ1億円の被害額になり共済が支払われることになっております。その風が吹いた時に穂首が割れちゃったんですね。そういう被害がありました。南部にはそういう被害はありませんでした。

委員：皆さんにお聞きします。今年から水稻苗箱が刷新されたが、田植機で苗を植える時に不具合があり欠陥が出た。プールでやったものと水散水でやったものでどこが違うのですか？

議長：私の経験から言いますと、プールで水をたっぷりしている苗は、苗が厚いです。運ぶとね。水が少ない苗、上から冠水した苗は根が張らない。現実今、小島委員が言ったように並べた状況の中で水の多い所と少ない所があると、そういう苗ができて水が少ない苗は張らなくて根張りが無くて落ちないのがありました。小島委員が言った例もあるし、従来の箱から比べると5ミリから6ミリ厚くなっていて底が平らじゃないので、従来の箱と同じように水をやっていただけでは水が足りなくて枯らしてしまったという話は聞いています。水はたっぷりあげた方が根張りが良いようです。

委員：古い箱の方が落ちやすいのに、新しい箱は落ちにくいと思います。

事務局長：皆様お話は色々ございますけれども、総会につきましては閉会とさせていただきます。3年間、総会も37回ということで大変お世話になりました。以上を持ちまして委員会を閉会させていただきます。お疲れ様でした。